

# 資金管理団体でなくなった旨の届

令和 年 月 日

総務大臣様  
滋賀県選挙管理委員会

氏名

住所

下記の政治団体は、令和 年 月 日に（ ）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

公職の種類	
資金管理団体の名称	
主たる事務所の所在地	

## 宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和 年 月 日

氏名

(備考)

- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示または提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面および本人確認書類の提示または提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- ( )には、「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」または「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあっては、( )には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員または地方公共団体の議会の議員もしくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 滋賀県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者または候補者となろうとする者にあつては「滋賀県議会議員 〇〇市選挙区（候補者等）」の例により記載すること。

- 6 法第6条の規定に基づく当該政治団体の届出事項に異動がある場合は、法第7条の規定に基づく当該政治団体に係る届出事項等の異動届を併せて提出すること。
- 7 当該政治団体が解散し、または目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、法第17条第1項の規定に基づく解散届または目的解消届を併せて提出すること。